

別表の改正のうち金額に変更がない箇所を網かけとした。

前橋市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正案				現 行																																																																																																																																	
(占用料の額及び算定基準) 第2条 占用料の額は、別表のとおりとし、次に掲げる方法により算定する。 (1) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1か月未満の端数があるときは1か月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1か月未満であるとき、又はその期間に1か月未満の端数があるときは1か月として計算するものとする。 <u>この場合において、<u>占用の期間が1か月未満であるときは、1か月として計算した額に100分の10を乗じて得た額とする。</u></u> (2)～(4) 省略 別表(第2条関係) 道路占用料金表				(占用料の額及び算定基準) 第2条 占用料の額は、別表のとおりとし、次に掲げる方法により算定する。 (1) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1か月未満の端数があるときは1か月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1か月未満であるとき、又はその期間に1か月未満の端数があるときは1か月として計算するものとする。 (2)～(4) 省略 別表(第2条関係) 道路占用料金表																																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</th> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td></td> <td>790円</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td></td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td></td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td></td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td></td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td></td> <td>46円</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ1メートルにつき1年</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける電線その他の線類</td> <td></td> <td>3円</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1年</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占用面積1平方メートルにつき1年</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td>1個につき1年</td> <td>910円</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱及び信書便差出箱</td> <td></td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td>広告塔</td> <td>表示面積1平方メートルにつき1年</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>占用面積1平方メートルにつき1年</td> <td>910円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">法第32条第1項第2号に掲げる物件</td> <td>外径が0.07メートル未満のもの</td> <td>長さ1メートルにつき1年</td> <td>19円</td> </tr> <tr> <td>外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの</td> <td></td> <td>27円</td> </tr> <tr> <td>外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</td> <td></td> <td>41円</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</td> <td></td> <td>55円</td> </tr> </tbody> </table>				法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510円	第2種電柱		790円	第3種電柱		1,100円	第1種電話柱		460円	第2種電話柱		730円	第3種電話柱		1,000円	その他の柱類		46円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円	地下に設ける電線その他の線類		3円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910円	郵便差出箱及び信書便差出箱		380円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	910円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19円	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27円	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41円	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</th> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>440円</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td></td> <td>680円</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td></td> <td>920円</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td></td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td></td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td></td> <td>870円</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td></td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ1メートルにつき1年</td> <td>4円</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける電線その他の線類</td> <td></td> <td>2円</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1年</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占用面積1平方メートルにつき1年</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td>1個につき1年</td> <td>790円</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱及び信書便差出箱</td> <td></td> <td>330円</td> </tr> <tr> <td>広告塔</td> <td>表示面積1平方メートルにつき1年</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>占用面積1平方メートルにつき1年</td> <td>790円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">法第32条第1項第2号に掲げる物件</td> <td>外径が0.07メートル未満のもの</td> <td>長さ1メートルにつき1年</td> <td>17円</td> </tr> <tr> <td>外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの</td> <td></td> <td>24円</td> </tr> <tr> <td>外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</td> <td></td> <td>36円</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</td> <td></td> <td>48円</td> </tr> </tbody> </table>				法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	440円	第2種電柱		680円	第3種電柱		920円	第1種電話柱		400円	第2種電話柱		630円	第3種電話柱		870円	その他の柱類		40円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円	地下に設ける電線その他の線類		2円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	390円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	240円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	790円	郵便差出箱及び信書便差出箱		330円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700円	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	790円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	17円	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		24円	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		36円	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		48円
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料																																																																																																																																		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510円																																																																																																																																		
	第2種電柱		790円																																																																																																																																		
	第3種電柱		1,100円																																																																																																																																		
	第1種電話柱		460円																																																																																																																																		
	第2種電話柱		730円																																																																																																																																		
	第3種電話柱		1,000円																																																																																																																																		
	その他の柱類		46円																																																																																																																																		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円																																																																																																																																		
	地下に設ける電線その他の線類		3円																																																																																																																																		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450円																																																																																																																																		
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270円																																																																																																																																		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910円																																																																																																																																		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380円																																																																																																																																		
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円																																																																																																																																			
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	910円																																																																																																																																			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19円																																																																																																																																		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27円																																																																																																																																		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41円																																																																																																																																		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55円																																																																																																																																		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料																																																																																																																																		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	440円																																																																																																																																		
	第2種電柱		680円																																																																																																																																		
	第3種電柱		920円																																																																																																																																		
	第1種電話柱		400円																																																																																																																																		
	第2種電話柱		630円																																																																																																																																		
	第3種電話柱		870円																																																																																																																																		
	その他の柱類		40円																																																																																																																																		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円																																																																																																																																		
	地下に設ける電線その他の線類		2円																																																																																																																																		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	390円																																																																																																																																		
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	240円																																																																																																																																		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	790円																																																																																																																																		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330円																																																																																																																																		
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700円																																																																																																																																			
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	790円																																																																																																																																			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	17円																																																																																																																																		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		24円																																																																																																																																		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		36円																																																																																																																																		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		48円																																																																																																																																		

外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55円	
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82円	
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円	
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190円	
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		270円	
外径が1メートル以上のもの		550円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	910円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
	地下街階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
	地下街階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路	930円	
	地下に設ける通路	560円	
その他のもの		910円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1日	19円	
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1か月	190円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(ア)一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月	190円
	看板(ア)一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月	1,900円
	「令」と標識	1本につき1年	730円
	旗ざお	1本につき1日	19円
	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1か月	190円
	幕(令第7条第4号に掲げる工)	その面積1平方メートルにつき1日	19円
	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1か月	190円
	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	190円
	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1か月	190円

外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47円	
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		71円	
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		95円	
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		170円	
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		240円	
外径が1メートル以上のもの		470円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	790円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
	地下街階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
	地下街階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路	870円	
	地下に設ける通路	520円	
その他のもの		790円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1日	17円	
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1か月	170円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(ア)一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月	170円
	看板(ア)一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月	1,700円
	「令」と標識	1本につき1年	630円
	旗ざお	1本につき1日	17円
	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1か月	170円
	幕(令第7条第4号に掲げる工)	その面積1平方メートルにつき1日	17円
	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1か月	170円
	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	170円
	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1か月	170円

	を 除く。)			
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	1,900円
		その他のもの		930円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年		910円
令第7条第4号に掲げる工事施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1か月		190円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				91円
令第7条建築物第9号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	

備考 省略

	を 除く。)			
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	1,700円
		その他のもの		870円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年		790円
令第7条第4号に掲げる工事施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1か月		170円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				79円
令第7条建築物第9号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	

備考 省略